

宮代町商工業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、商工業の発展が地域の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、商工業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、商工業の基盤の安定及び強化並びに商工業の健全な発展を促進し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 町内において商工業を営む個人又は法人をいう。
- (2) 商店街 町内において小売業、飲食業、サービス業等を営む店舗が集積している地域をいう。
- (3) 商店会 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合又はこれらに準じた法人格を有しない事業者の団体をいう。
- (4) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会をいう。
- (5) 大型店 一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が300平方メートル以上であるものをいう。

(基本理念)

第3条 商工業の振興は、事業者自らの創意工夫と自助努力のもと、事業者、商店会、商工会及び町が連携し、町民の理解と協力のもと、推進しなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、国、埼玉県及び商工会と連携した上で、事業者及び商店会と協働して商工業の振興に必要な施策の実施に努めるものとする。

2 町は、商工業の振興に関する基本的な施策として、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 商工業の経営基盤の安定化に関すること。
- (2) 商工業に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 観光振興に関すること。
- (4) 雇用促進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要があると認める施策に関すること。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、周辺的生活環境との調和及び町民の生活安全の確保に十分配慮するとともに、経営基盤の強化、人材の育成及び従業員等の福利厚生の上昇に努めるものとする。

2 事業者は、商工業の振興を図るため、商工会に積極的に加入するよう努めるものとする。

3 事業者は、町又は商工会が行う商工業振興のための施策に積極的に協力するとともに、地域社会に貢献するための必要な措置の実施に努めるものとする。

- 4 商店街において事業者は、当該商店街の活性化を図るため、商店会に積極的に加入するよう努めるものとする。
- 5 商店街において事業者は、商店会が当該商店街の活性化に関する事業を実施するときは、応分の負担をすることにより当該事業に協力するよう努めるものとする。
- 6 大型店を営む者及び大型店舗内の事業者は、町内で商工業を営み、共に地域社会を形成する一員として、前各項に定める責務を認識し、協力するよう努めるものとする。

(商店会の責務)

第6条 商店会は、地域の核としてにぎわいと交流を創出し、地域の活性化に努めるものとする。

- 2 商店会は、事業者及び新たに商工業を営もうとする者が商店会に加入しやすい体制を整え、その組織基盤の強化を図るとともに、会員相互及び他の商店会との連携に努めるものとする。

(商工会の責務)

第7条 商工会は、事業者を支援するとともに、町、事業者及び商店会と連携し、商工業の振興に関する施策を積極的に実施することにより、地域の活性化に努めるものとする。

- 2 商工会は、事業活動を通じて地域社会への貢献に努めるものとする。
- 3 商工会は、起業又は創業をする者に対する支援に努めるものとする。
- 4 商工会は、事業者に対して、商工会への加入を積極的に働きかけるものとする。

(町民の理解と協力)

第8条 町民は、商工業の振興が町民生活の向上及び地域社会の活性化に寄与することについて、理解を深め、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。